

監査公告第14号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した政策戦略部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年2月26日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

政策戦略部定期監査結果報告

第1 監査期間

令和2年1月10日から令和2年2月10日まで

第2 監査の対象

秘書課、政策推進課、イノベーション推進課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取の主な内容は別紙のとおりである。）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 監査意見

- ・スマートシティ構想について、次のとおり意見を付す。

市民の利便性向上や行政コストの削減、産業集積といった分野を中心に、先端技術の活用を模索しながら、スマートシティの実現に向かって取り組んで来られたところであるが、今後これを推進するには、事業モデルの提示が必要ではないかと感じる。特定の地域に特化したり、個別の分野に特化したりするなど、分かり易い形で具体的なモデルを提示することが大切ではないか。

スマートシティを基礎に、新しいまちづくりの形ともいえる効果を目指して、大胆な取り組みを推進されることを期待している。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

政策戦略部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 秘書課

- ・更新時期を迎えた市長車について

2. 政策推進課

- ・公共施設マネジメント個別計画の策定について
- ・地産地消型エネルギーマネジメント事業について

3. イノベーション推進課

- ・政策戦略部の役割について
- ・ブロックチェーン都市について
- ・地域おこし協力隊受け入れ業務について
- ・デジタル化調査事業について